

## 出産のため会社を休んだとき（出産手当金）

被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産手当金を申請できます。これは、被保険者や家族の生活を保障し、安心して出産前後の休養ができるようにするために設けられている制度です。

### ◆ 1 出産手当金を申請できる条件

- (1) 被保険者が出産した（する）こと  
（被扶養者の出産は対象外です）
- (2) 妊娠4か月（85日）以上の出産であること  
（早産・死産（流産）・人工妊娠中絶も含まれます）
- (3) 出産のために仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと  
（短時間でも就労された日については、給与の額を問わず出産手当金は支給されません）

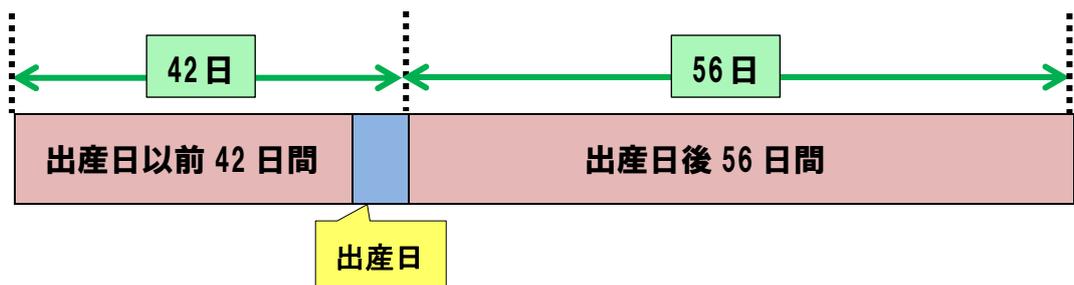
※なお、任意継続被保険者の方は、出産手当金は支給されません。  
（健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く。）

### ◆ 2 出産手当金が受けられる期間について

- (1) 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合

出産手当金は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で会社を休んだ期間について支給されます。ただし、休んだ期間にかかる分として、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。出産日は、出産の日以前の期間に含まれます。

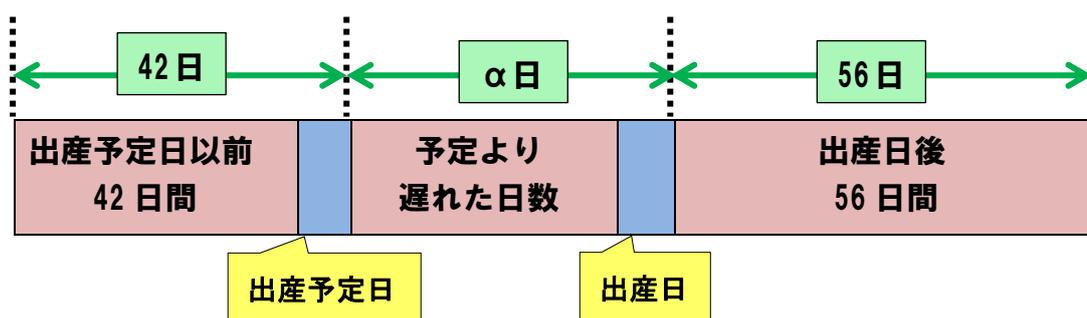
- 出産予定日に出産した場合、または出産予定日より早く出産した場合



## (2) 出産が予定よりおくれた場合

予定日よりおくれて出産した場合は支給期間が、出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日の範囲内となっていますので、実際に出産した日までの期間も支給されることになります。たとえば、実際の出産が予定より $\alpha$ 日おくれたという場合は、その $\alpha$ 日分についても出産手当金が支給されます。

### ● 出産予定日より遅れて出産した場合



## ◆ 3 支給される出産手当金の額

休んだ期間についての給与の支払いがあってもその給与の日額が、出産手当金の日額より少ない場合は、出産手当金と給与の差額が支給されます。

### ● 出産手当金の1日あたりの金額の計算方法

$$\frac{\text{支給開始日※以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日 \times \frac{2}{3}}$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

### ● 支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合

- ・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ・36万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

いずれかを比べて少ない方の額を使用して計算します

## ◆ 4 資格喪失後の出産手当金

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上(任意継続被保険者期間は除く)あり、その被保険者の資格喪失の日の前日に、現に出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態(出産日以前42日目加入期間であること、かつ、退職日は出勤していないこと)であれば、資格喪失後も所定の期間の範囲内で引き続き支給を受けることができます。